

# 食品安全委員会農薬第二専門調査会

## 第17回会合議事録

1. 日時 令和4年2月28日（月） 14:00～15:26

2. 場所 食品安全委員会 中会議室（Web会議システムを利用）

3. 議事

- (1) 農薬（メパニピリム）の食品健康影響評価について
- (2) その他

4. 出席者

（専門委員）

赤池座長、平塚座長代理、稲見専門委員、佐藤専門委員、篠原専門委員、  
清家専門委員、田中専門委員、豊田専門委員、野村専門委員、藤本専門委員、  
森田専門委員

（専門参考人）

堀本専門参考人

（食品安全委員会）

浅野委員、脇委員

（事務局）

鋤柄事務局長、中事務局次長、高山評価調整官、近藤評価第一課長、栗山課長補佐、  
横山課長補佐、糸井専門官、中井専門官、藤井専門官、原田係長、高橋専門職、  
町野専門職、三枝係員、宮木係員、川井技術参与

5. 配布資料

資料1 メパニピリム農薬評価書（案）（非公表）

資料2 論点整理ペーパー（非公表）

机上配布資料 メパニピリム参考資料（非公表）

6. 議事内容

○横山課長補佐

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第17回農薬第二専門調査会を開催いたします。

先生方には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のため、Web会議システムを利用して参加いただく形で行います。

本日は、農薬第二専門調査会の専門委員11名に御参加いただく予定です。

専門参考人1名、堀本専門参考人に御出席いただいております。

また、本日は赤池座長に当庁で御参加いただいております。

食品安全委員会からは2名の委員が出席でございます。

それでは、以後の進行を赤池座長にお願いしたいと思っております。

#### ○赤池座長

赤池でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は午前中に厚生労働省でオンサイトの会議がございまして、東京に来ておりましたので、こちらの食品安全委員会もオンサイトで参加させていただくことにさせていただきました。

それでは、議事を進めます。

本日の議題は、農薬（メパニピリム）の食品健康影響評価についてです。

開催通知等で御連絡いたしましたように、本日の会議につきましては非公開で行いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局より資料確認をお願いいたします。

#### ○横山課長補佐

ただいま座長から御説明いただきましたとおり、本会合は非公開で行いますので、本会合により知り得ることとなった個人の秘密又は企業の知的財産については、漏らすことのないようお願いいたします。

資料でございますが、お手元に議事次第、農薬第二専門調査会専門委員等名簿のほか、

資料1として、メパニピリム農薬評価書（案）、

資料2として、論点整理ペーパー、

また、机上配布資料を2点御用意しております。

机上配布資料1がコメントを記載したもの、

机上配布資料2が代謝マップとなっております。

資料は以上でございます。不足等ございましたら、お申しつけいただければと思います。よろしいでしょうか。

なお、本日はWeb会議形式で会議を行いますので、注意事項を3点お伝えいたします。

1点目、カメラは基本的にオンにさせていただきますようお願いいたします。また、マイクは発言者の音質向上のため、発言されないときはオフにさせていただくようお願いいたします。

2点目、発言時の内容でございますが、御発言いただく際は、まずお手元の意思表示カ

一ドの「挙手」と記載されたほうをカメラに向けてください。裏も審議の中で適宜御利用ください。座長又は事務局が先生のお名前をお呼びしましたら、マイクをオンにして、冒頭にお名前を御発言いただいた上で御発言を開始いただき、発言の最後に「以上です」と御発言いただいて、マイクをオフとする対応をお願いいたします。また、映像機能が機能しなくなった場合には、ソフトウェアの挙手機能を御利用いただいて挙手いただくことも可能です。

3点目、接続不良時ですけれども、音声途切れて聞き取りにくい状況になってしまった場合、ビデオ表示を切ることで比較的安定した通信が可能となる場合がございます。画面下のビデオのボタンをクリックいただくと、オン・オフができます。それでも状況が変わらず、議論内容が分からない状態が続くようでしたら、チャット機能を使用して状況を御連絡いただくか、また、再度入室をお試しいただくようお願いいたします。

以上、Web会議における注意事項となります。よろしくお願いいたします。

○赤池座長

続きまして、事務局から、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づき、必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告を行ってください。

○横山課長補佐

それでは、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告申し上げます。

本日の議事について、専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認しましたところ、平成15年10月2日委員会決定に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○赤池座長

先生方、御提出いただきました確認書について相違はございませんでしょうか。

よろしいですね。どうもありがとうございます。

それでは、農薬（メパニピリム）の食品健康影響評価についてを始めたいと思います。

経緯も含め、事務局より説明をお願いいたします。

○高橋専門職

事務局でございます。

資料1をお願いいたします。

今回はパセリへの適用拡大申請に係る評価依頼に関しまして、第2版の評価をお願いするものでございます。

今回追加された試験といたしまして、パセリの作物残留試験、代謝物M-31を用いた28日間亜急性毒性試験がございます。

評価資料につきましては事前に送付いたしまして、担当分野ごとに御確認いただいているところでございます。

それでは、4ページをお願いいたします。

審議の経緯でございます。こちら、第1版は2015年に評価いただきまして、このときADI及びARfDについて設定いただいたものでございます。今回は第2版でございます。1月25日に要請事項説明がございました。

続きまして、剤の概要でございます。9ページをお願いいたします。

メパニピリムは殺菌剤でございます。化学名、分子式、分子量、構造式は9ページに記載のとおりでございます。

7番の開発の経緯でございますが、メパニピリムはアニリノピリミジン系抗菌剤でございます。胞子の発芽管伸長を阻害し、その後の付着器の形成、宿主への侵入に至る病原菌の感染行動を阻害するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

試験の概要でございます。今回、動物体内運命試験については新たに追加されたデータはございませんでした。

平塚専門委員より、特段コメント等はありませんといただいております。

篠原専門委員よりコメントを幾つか頂戴しておりますので、そちらについて御紹介したいと思います。

まず、10ページをお願いいたします。机上配布資料1も併せて御覧ください。

10ページの28行目から11ページの1行目の記載でございますけれども、現在、評価書案では投与後48時間における吸収率は87～97.9%であったと記載してございます。こちらについて、篠原先生より、ケージ洗浄液は吸収された量に入れていたように記憶していますが、「入れない」と理解してよいですかとのコメントを頂戴いたしました。

今回、メパニピリム評価書では、ケージ洗浄液を吸収された量に入れていない記載となっておりますが、篠原専門委員より御指摘いただきましたとおり、通常、評価書ではケージ洗浄液は吸収された量に加えているところでございます。こちらについては再評価の際に見直す項目とさせていただきたいと思っております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

表2の表中の網掛け部分、カーカスに関する御指摘でございます。11ページ14行目からのボックスを御覧いただければと思っておりますが、こちらについて脚注がないので削除ということでコメントをいただきました。

この脚注につきましては、表の脚注ではなく、本文の脚注のように記載させていただいております。11ページの一番下の部分に対応したものでございます。こちらについてはこのままの記載とさせていただきたいと思っております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

表3でございます。こちらは表中の数値に誤記がございまして、篠原専門委員よりコメントをいただいております。

3点ございますが、1点目、2点目が、投与量は520 mg/kg体重、単回投与、雄のデー

タでございます。現在の記載ですと一番下から2つ目のM-30には0.04、M-45については0.12と記載されております。こちらについて、この代謝物は検出されていないのではというコメントをいただきました。

また、3点目ですが、試料は糞、投与量は5 mg/kg体重/日、投与回数は反復で、雄のデータでございます。こちらはM-36、M-42、M-10の合量の数値でございますけれども、今、1.36と記載がありますが、こちらは1.45ではないかということでコメントをいただきました。

これらにつきましては評価書の誤記でございますが、再評価の際に修正する項目とさせていただきます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

ラット④の試験でございます。こちらは18ページの37行目、38行目、また、対応する表としては表12でございます。雄の168時間後のデータにつきまして誤記がございましたので、事務局から誤記を修正した点がございまして、このほかにも脾臓の数値が漏れておりました、篠原専門委員より御指摘をいただきました。168時間後の雄は0.14、雌は0.17の数値が記載されるべきところ、漏れがございました。本文の記載ですと18ページ37行目の部分でございます。こちらは投与168時間後に残留放射能が認められた臓器の記載がございまして、ここに脾臓を加えるということで修正をいただきました。

こちらにつきましても再評価の際に修正する項目とさせていただきます。

続きまして、植物体内運命試験に参りたいと思います。

こちらにつきまして、今回新たに追加されたデータはございませんが、代謝物の残留放射能について抱合体を含め再検討いたしまして、修正が必要な部分は修正しております。

まず、20ページをお願いいたします。

26行目の部分でございますが、現在70.3%TARから81.8%TARということで記載されている部分でございますけれども、表15の対応する部分です。処理後日数5日の[phe-<sup>14</sup>C]メパニピリムの合計の値が70.3%となっております、こちらは表に対応するように本文中の記載を修正したものでございます。

また、表15でございますけれども、この点以外に修正した点がございまして、処理葉の表面洗浄液の数値に誤記がございましたので修正いたしました。

こちらについては、清家専門委員より了解しましたとのコメントを頂戴しております。

また、21ページ、表16でございますけれども、こちらは酵素処理により同定された代謝物に記載漏れがございましたので、追記いたしました。

この追記により、代謝物M-37は10.1%TRR検出されましたので、21ページの1行目、対応する本文中の記載もその旨記載する修正をいたしました。

こちらの点について、野村専門委員より、M-37（抱合体を含む）が10%TRRを超えていることを示すため、この追記に同意しますということでコメントを頂戴いたしました。

続きまして、修正いたしました点ですが、りんごのデータでございます、表18、記載

といたしましては23ページの表の部分でございます。こちらは23ページ2行目からのボックスでございますけれども、第3回処理31日後の試料につきまして誤記がございましたので修正いたしました。

清家専門委員より了解しましたとのコメントを頂戴しております。

続きまして、24ページからの記載でございます。いんげんまめにつきまして表21に修正がございます。ページといたしましては25ページでございます。第2回散布1週間後の子実/さやのデータにつきまして、抄録の値が誤っておりましたので修正いたしました。

こちらにつきましても、清家専門委員より了解しましたと頂戴いたしました。

25ページの4行目から6行目の部分でございます。こちらは植物体内における代謝経路についての記載でございますが、野村専門委員よりコメントを頂戴いたしました。机上配布資料2の代謝マップも併せて御覧いただければと思います。

野村専門委員からいただいたコメントでございますが、網掛け部の*p*位の部分を消して*o*位に修正する案をいただきました。こちら、代謝物M-37は*o*位の酸化物ですとのことです。今回10%TRRを超えて認められましたM-37につきまして、こちらは野村専門委員の御指摘どおり、*o*位の酸化物でございますが、このほかにも*p*位の水酸化体であるM-1等も代謝物として認められておりますので、こちらにつきましては、修正で「*o*及び」と追記いたしまして、全体としては「*o*及び*p*位の水酸化反応又は」ということで修正案とさせていただきます。

以上が植物体内運命試験でございます。

続けさせていただきます。

今回、土壌中運命試験、水中運命試験、土壌残留試験につきましては新たに追加されたデータはございません。

29ページをお願いいたします。

今回提出された作物残留試験を別紙3に追記するとともに、本文中の記載につきましては、29ページの16行目から19行目にかけて、M-36の最大残留値を再確認し修正しております。

また、23行目からは今回追記いたしました推定摂取量の記載になっておりまして、推定摂取量は表25に記載のとおりでございます。

ここまでで一度御議論いただければと思います。

○赤池座長

どうも説明ありがとうございました。

それでは、作物残留試験まで先生方に御検討いただきたいと思います。再版物ですので、主にコメントのあったところを中心に御覧いただければと思います。

それでは、最初が10ページになります。

【事務局より】というボックスで、動物体内運命試験については今回新たに追加されたデータはありませんということで、平塚先生から特段のコメント等はありませんといた

いています。

その次、11ページを御覧いただけますでしょうか。

吸収率の部分ですけれども、1行目、投与後48時間における吸収率は87.0～97.9%であったというところですが、こちらは先ほど事務局から説明もございましたように、机上配布資料1の1になってまいりますけれども、ケージ洗浄液は吸収された量に入れていたように記憶しているという篠原先生の御指摘で、通常は入れているということです。

これにつきましては、今回修正するのではなくて、再評価の際にもう一度見直して、必要に応じて修正するという事務局からの提案でございました。

これにつきましていかがでしょうか。

○篠原専門委員

篠原です。

了解しました。その他のコメントも全て了解しました。

○赤池座長

どうもありがとうございます。それでは、そのような形で取り扱わせていただきたいと思えます。

その次、その下になります。同じ11ページの14行目からのボックスでございますが、脚注は表2ではなくて全体の下の部分に入っているということで、篠原先生、こちらもよろしいですね。

○篠原専門委員

分かりました。

○赤池座長

どうもありがとうございます。

その次ですけれども、12ページの表3の部分です。数字につきまして事務局から説明がございましたが、幾つか修正が必要なところがあるようですけれども、こちらも前の変更ということで、再評価の際に訂正するという事務局からの提案でしたが、こちらのほうはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○篠原専門委員

こちら承知いたしました。ありがとうございます。

○赤池座長

どうもありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

その後はずっとページが飛びまして、18ページ、19ページになりますでしょうか。19ページの表12の部分に関連するところですが、18ページの下、37行目、38行目ですが、分布の部分で脾臓が記載されていなかったというところですが、こちらのほうも再評価の際に追加するという事務局の提案でしたけれども、よろしいでしょうか。

○篠原専門委員

承知いたしました。ありがとうございました。

○赤池座長

ありがとうございます。そのように取り扱わせていただきます。

その次、19ページの表12につきまして、雄の168時間後の部分が赤字で訂正されておりますけれども、これは明らかな誤記であるということで、肺が肝臓に訂正されております。

こちらのほうはよろしいでしょうか。明らかな誤記ということで、これは恐らく前のときに気がつかなかったということですので、こちらは修正するということにさせていただきますと思います。

動物代謝の部分ですけれども、ここまででいかがでしょうか。ほかに何か動物代謝の先生方から追加の御意見、コメント等はございますでしょうか。

○平塚座長代理

平塚です。特にありません。

○赤池座長

篠原先生もよろしいですか。

○篠原専門委員

篠原もございません。ありがとうございます。

○赤池座長

どうもありがとうございます。

それでは、その次は19ページの下ですけれども、植物体内運命試験につきまして、事務局からここにつきまして新たに追加されたデータはないということ、それから、代謝物の残留放射能について抱合体を含め再検討しましたということで御検討いただいております。

次の20ページから21ページにかけてのところでございますけれども、これは後ろからやったほうが分かりやすいのかな。下の21ページのほうを見ていただきまして、【事務局より】のボックスですけれども、1日後に採取された表面洗浄液の値に誤記がありましたということで、食品健康影響評価の記載に影響が及ぶと考え、再度試験結果を確認の上、表16及び関連する本文の記載を修正しましたということで、先ほどの20ページの下の方から表にかけて修正がされております。

こちらにつきまして、清家先生から了解しましたというコメントをいただいております。

清家先生、あと何か追加はございますでしょうか。

○清家専門委員

特にないです。大丈夫です。

○赤池座長

ありがとうございます。

ほかの先生方もこちらのほうはよろしいですか。

それでは、事務局案のと通りの修正ということにさせていただきます。

それから、その次の表16につきまして、これもその次の22ページの2行目のボックスに書かれておりますけれども、【事務局より】ということで、酵素処理により同定された代

謝物について追記しましたということで、野村先生からM-37（抱合体を含む）が10%TRRを超えていることを示すため、この追記に同意しますというコメントをいただいております。

野村先生、まずいかがでしょうか。何か追加のコメントはございますでしょうか。

○野村専門委員

特に追加のコメントはございません。

○赤池座長

ほかの先生方もこちらはよろしいですか。

どうもありがとうございます。それでは、こちらは事務局の提案のと通りの追記ということにさせていただきます。

その次が（3）のりんごの部分、22ページの下のほう、表18に関わる箇所ですけれども、その次の23ページを見ていただきまして、【事務局より】ということで、こちらも代謝物に誤記があったので修正したということで、清家先生から了解しましたというコメントをいただいております。

清家先生、こちらも特に追加はよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

ほかの先生方もよろしいですね。

それでは、修正ということにさせていただきます。どうもありがとうございます。

次ですけれども、25ページまで飛びますが、これはその前の表21、いんげんまめの部分に関わる内容になってまいります。【事務局より】ということで、第2回散布1週間後に収穫したときに同定された代謝物M-31についてということで、これについて抄録の記載が誤っているので修正しましたということで、表のほうで数字が修正されております。清家先生から了解しましたというコメントをいただいております。

こちらもこの修正ということでよろしいですか。

どうもありがとうございます。それでは、事務局案のとおりで修正するというにさせていただきます。

その次、同じページの4行目ですけれども、代謝物の構造についての野村先生からの御指摘でございます。これについて、事務局のほうから*o*位と*p*位両方を記載するという形の提案となっております。

野村先生、こちらはいかがでしょうか。この修正でよろしいでしょうか。

○野村専門委員

野村です。

主な代謝物としてM-1がどうなのかというところの定義は難しいのですが、10%TRRを超えたものは今M-37ということであれば、主要な代謝物としてはM-37のほうですが、「植物体における主な代謝経路は」という書き方ですので、*o*位と*p*位両方あって問題ないと思いますので、事務局の案で同意します。

以上です。

○赤池座長

どうもありがとうございます。

こちら、ほかの先生方もよろしいでしょうか。

そうしましたら、ここまでの部分、植物代謝につきまして、全体を通じて何か追加のコメント等はございますでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。

それでは、その次、土壌中運命試験のほうですけれども、こちらは特にはないですね。

その次ですけれども、27ページからの水中運命試験につきまして特にはないということで、それから、28ページの土壌残留試験につきまして、こちらは29ページを御覧いただけますでしょうか。

事務局のほうから、これが今回新たに追加された試験ということですのでけれども、作物残留試験（パセリ）が提出されましたので、別紙3に記載しました。また、推定摂取量を計算しましたということが入っております。

こちらにつきまして清家先生から特段のコメントはありませんという回答をいただいております。

こちらはこのとおりでよろしいですね。どうもありがとうございます。

その次が同じ29ページの6番の作物残留試験、こちらにも今回一部追加された試験がございます。追加された内容が赤字で記載されているということでございます。

それから、（2）で推定摂取量、これも今回追記されたものであるということでございまして、それが表25にまとめられております。

こちらも特に先生方からコメントはございませんけれども、追加のコメント等はよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、これで一般薬理試験の前まで御検討いただきましたけれども、ここまですべて先生方から追加のコメント等はございますでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。

それでは、これで事務局から説明していただいた部分は全部検討いただきましたので、続きまして、一般薬理試験から事務局から説明をお願いいたします。

○高橋専門職

事務局でございます。

それでは、一般薬理試験から行きたいと思います。

30ページをお願いいたします。

今回新たに提出された試験といたしまして、代謝物M-31の28日間亜急性毒性試験がございました。

赤池専門委員からは、一般薬理試験、急性毒性試験につきましては、特段のコメントはありませんと頂戴しております。

それでは、38ページをお願いいたします。

12行目から記載のあります試験が今回提出された試験になります。この内容につきまして、38ページの24行目からのボックスで先生方にお伺いをしておりました。39ページの2つの表を併せて御覧いただければと思います。

まず①といたしまして、血液学的検査結果の雄で認められました有意差ありのデータについて伺っております。こちらは800 ppm以上投与群の雄でHtの低下、400 ppm以上投与群でMCHCの上昇、また、200 ppm以上投与群でPTの低下が認められましたが、こちらについて毒性所見としないという案とさせていただいております、御意見を伺ったところでございます。

豊田専門委員より、PTは増加ではなく低下であること、Ht、MCHCは用量相関性が不明確であることから、いずれも毒性としない判断に同意しますと頂戴いたしました。

藤本専門委員からは、いずれも用量相関がないこと等から毒性影響としないことで了承しますといただいております。

佐藤専門委員からは、Htの低下、MCHCの上昇について、いずれも正常ラット背景値範囲内であるため、毒性所見としないことで同意します。PTの低下について、PTの短縮はあまり病的意義を持たない場合が多いので、毒性所見としないことに同意しますと頂戴いたしました。

続きまして、②は雌のデータについて伺ったものでございます。雌では400 ppm以上投与群でWBC及びリンパ球数の上昇が認められました。こちらにつきまして、事務局案といたしまして、毒性所見としない案とさせていただいたものでございます。

こちらにつきまして、豊田専門委員、藤本専門委員より了承しますとのコメントを頂戴いたしました。

佐藤専門委員より、②の部分、用量相関性がなく、いずれも正常ラットの背景値範囲内であるため、毒性所見としないことに同意しますと頂戴いたしました。

続きまして、③として伺いましたのは、39ページの表の2つ目でございますが、血液生化学的検査結果の雄のデータでございます。こちらは200 ppm以上投与群で胆汁酸の有意な減少が認められました。また、表にはございませんが、カリウムにつきましても有意な増加が認められておまして、こちらについて毒性所見としない案とさせていただいております。

豊田専門委員、藤本専門委員より毒性影響としないということで同意をいただいております。

佐藤専門委員より、カリウムの増加について、個別別表で確認しても確かに対照群で低めの値が偏っていて、800 ppm群以上でも背景値範囲内であるので毒性所見としないことに同意します。胆汁酸はふだんあまり測定しないので分かりませんが、ビリルビンにも変化はないので毒性所見としないことに同意しますとコメントを頂戴したところでございます。

続きまして、雌のデータでございます。こちらにつきましては、1,600 ppm投与群でグルコース濃度の有意な増加が認められました。こちらについても毒性所見としない案とさせていただきますのでございます。

豊田専門委員、藤本専門委員より、毒性影響としないということで御同意のコメントを頂戴いたしました。

佐藤専門委員より、グルコース濃度は確かに雄も雌も上昇傾向がありますが、個別に見るとコントロールレベルが含まれており、毒性と言えるほどの上昇ではないと思いますということでコメントを頂戴いたしました。

今回追加提出された毒性試験については以上となっております。ここまでで御議論いただければと思います。

○赤池座長

分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、一般薬理試験からもう一度見ていただきたいと思います。

7番の一般薬理試験、それから、31ページですけれども、8.の急性神経毒性試験、先生方、ここまでは特によろしいでしょうか。事務局から若干追加はしていただいていますけれども、それ以外特に大きな変更はございません。よろしいですね。

どうもありがとうございます。

あと、9.の眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験、それから、亜急性神経毒性試験もありますけれども、まず9.の眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験のほうは特に追加等はございませんので、よろしいですね。

それでは、その次の亜急性神経毒性試験です。ただいま事務局から説明いただきましたけれども、38ページの(6)は今回追加された試験ということで、その内容について御検討いただいたというものです。代謝物M-31に関するラットでの試験ということですが、重複になりますので詳細は申し上げませんが、4つの点について有意差のあるデータがあって、それについて毒性ととるかどうかということについての御検討をいただいたということですが、豊田先生、藤本先生、佐藤先生、3人の先生方からいずれも毒性所見ととる必要はないという御意見と思います。

これにつきまして、3人の先生方、いかがでしょうか。何か追加等はございますでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。それでは、これにつきましては毒性所見とはとらないということで、事務局の提案どおり扱わせていただきたいと思います。

それでは、亜急性神経毒性試験まで、特に何か先生方から追加いただくことはございませんでしょうか。よろしいですね。

どうもありがとうございます。

それでは、事務局から続いて慢性毒性及び発がん性試験につきまして説明をお願いします。

○高橋専門職

慢性毒性試験につきましても、今回新たに提出されたデータはございません。

43ページをお願いいたします。

生殖発生毒性試験につきましても、今回提出された試験はございません。

43ページ1行目からのボックス、田中専門委員より特段のコメントはございません。堀本専門参考人より、私からは特にコメント等はありませんと頂戴いたしました。

43ページの表45をお願いいたします。

こちらは中塚専門委員よりコメントを頂戴いたしましたので、御紹介したいと思います。机上配布資料1の2ページをお願いいたします。

こちらは表45の親動物の2,000 ppm投与群の雌の結果でございますけれども、背部脱毛が1例認められたということで原版に記載してございます。

こちらにつきまして、中塚専門委員より、少なくとも本剤に関しては、背部脱毛が毒性所見とは思いませんとのコメントを頂戴いたしました。

こちらにつきましては、再評価の際に再確認させていただきまして御検討いただく項目としたいと思います。

続きまして、遺伝毒性試験でございます。46ページをお願いいたします。

46ページの7行目から遺伝毒性試験でございますが、今回提出された試験はございませんが、御意見を幾つか頂戴いたしました。

まず表49でございます。記載といたしましては47ページの部分でございますけれども、*in vivo*染色体異常試験につきまして脚注bがございまして。47ページの4行目からの脚注bを御覧いただきますと、現在の記載では「処理6及び24時間後に雄ラットの骨髓細胞で染色体異常細胞が増加したが」とございまして。

こちらにつきまして、森田専門委員より、農薬抄録によると、24時間後に有意差は認められていません。また、雄ラットで増加、雌ではなしとしていますが、農薬抄録にはその記載は認められませんとのコメントをいただきました。

こちらにつきましても再評価の際に確認する項目とさせていただきたいと考えております。

続きまして、48ページをお願いいたします。

表50の代謝物M-11、*in vivo*、コメント試験の処理濃度・投与量の記載でございます。こちらは500と2,000の間の点が半角になっていたということで、稲見専門委員から修正をいただいたものです。こちらは記載整備の範囲内と考えますので修正したいと思います。

食品健康影響評価の前までは以上となっております。御検討をお願いいたします。

○赤池座長

どうも説明ありがとうございました。

それでは、ちょっと戻っていただきまして、43ページの生殖発生毒性試験からです。

まず、田中先生と堀本先生からは特にコメントはないということで、事前に御意見をい

ただいております。

先ほど事務局からも説明がありましたけれども、中塚先生は本日は御欠席ですが、事前のコメントで、43ページの下のほう、13行目からの表45の部分、それから、机上配布資料1の裏側、2ページ目の上のほうになりますけれども、背部脱毛1例という表の記載の部分につきまして、どうして毒性所見なのか理解できませんというコメントをいただいております。これにつきまして、事務局から再評価の際に検討するというところで提案をいただいております。

中塚先生が御欠席ですので、直接御意見を伺うことができませんけれども、生殖発生毒性試験の御専門の先生方、いかがでしょうか。このような取扱いでよろしいですね。

大丈夫ですね。ありがとうございます。

再評価の際にということで、お願いします。

ということで、そうしましたら、こちらはそのように扱わせていただきます。

生殖発生毒性試験のほかの部分は特によろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

その次、遺伝毒性試験につきまして、これは机上配布資料を見ていただいたほうが分かりやすいのでしょうか。先ほどの12番の下です。机上配布資料1の2ページ目の下のほうの部分ですけれども、遺伝毒性試験ということで、脚注に記載されている内容につきまして、森田先生から農薬抄録には特に追加記載は認められませんということでコメントをいただいている部分です。本文のほうでいきますと47ページの4行目から5行目に相当する部分になります。

こちらにつきまして、事務局からの提案としては、机上配布資料のほうに入っていますように、再評価の際に検討するというところにさせていただきたいということですが、森田先生、こういった取扱いでよろしいでしょうか。

○森田専門委員

森田です。

それでよろしいです。

ただ、農薬抄録しか資料がなかったものですから、実際に農薬抄録が常に正しいとも限らないので、報告書を見て確認しようとは思ったのですが、報告書が今回添付されていませんでしたので、それができませんでしたという内容の意味を含めて書かせていただきました。

以上です。

○赤池座長

どうもありがとうございます。

そうしましたら、そういったことも含めて再評価の際にもう一度精査していただきたいと思えます。

あとは、48ページの稲見先生に御指摘いただいた部分ですけれども、表50の下の方の

部分ですが、こちらは半角を全角に変えるということですので、記載整備ということで修正ということにさせていただきたいと思えます。

こちらのほうはよろしいですね。どうもありがとうございます。

そうしましたら、あとは遺伝毒性につきましては特にございませんけれども、遺伝毒性の御専門の先生方、ほかに何かコメント等はございますでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。

その他試験につきましても特に追加等はないということになります。

これで食品健康影響評価の前まで全て御検討いただいたということになりますけれども、ここまで通して全体で先生方から何か追加のコメント、御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。

それでは、57ページの食品健康影響評価につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○高橋専門職

事務局でございます。

57ページをお願いいたします。

食品健康影響評価につきまして、3行目から4行目は今回提出された試験の情報を追記いたしました。

また、12行目から13行目につきましては、代謝物M-31の抱合体が検出されたこと、また、トマトの葉において代謝物M-37が10%TRRを超えて検出されたことから追記した部分でございます。

18行目、19行目につきましては、代謝物M-36の最大残留値について修正をいたしました。

29行目からはばく露評価対象物質についての記載になります。今回、トマトの葉において代謝物M-37が10%TRRを超えて検出されましたが、検出された部位が食用部位ではない葉であったことを踏まえまして、本文中29行目、修正をいたしました。

野村専門委員より、この対応につきまして、トマトの葉（高濃度のトマチンが含まれる）は飼料にもなりませんので、M-37はばく露評価対象物質に加えない案に同意しますということでコメントを頂戴いたしました。

また、清家専門委員より、こちらのM-37の記載について事務局案に同意します。M-37を除外する理由が手薄なので、上記の「代謝物M-37は、急性毒性が弱く、遺伝毒性試験の結果が陰性であり、作物残留試験においてトマト以外の作物でも親化合物を超えた残量は認められませんでした」の部分本文に加えたほうが丁寧だと思いますということでコメントをいただきました。記載するか否かは事務局の判断にお任せしますともいただいております。今回、本文中の記載につきましては、食品として摂取する部位について記載する方針とさせていただきたいと思ひまして、可食部ではない部分で10%TRRを超えたとい

うこともございまして、M-37の記載については事務局案のままとさせていただきたいと考えております。

清家専門委員からいただいたもう一点の御指摘は、M-31の記載についてでございます。58ページの【事務局より】ボックスの一番下の3行を御覧いただければと思いますが、M-31について、初版で急性毒性試験、遺伝毒性試験が既に記載され、第2版で28日間亜急性毒性試験を含め毒性が弱いと判断されれば、除外する理由として毒性が弱い旨を記載してもいいかもしれませんということでコメントを頂戴いたしました。

こちらの記載につきましては、今回新しく試験が提出されたということもございまして、毒性について御検討いただきまして、本文中にどのように記載すればいいのかということをお願いただければと思います。よろしくお願いたします。

ADI及びARfDは、前版のまま修正しない案とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○赤池座長

どうもありがとうございます。

それでは、57ページ、58ページにつきまして御検討をお願いいたします。

まず、57ページの12行目、13行目の部分ですけれども、【事務局より】ということで、葉において代謝物M-37が10%TRRを超えて検出されたことを確認し、追記しましたということで、12行目、13行目の部分に追記されております。

先生方、こちらはこのとおりでよろしいですね。

それでは、そのようにさせていただきます。

あと、57ページの下から58ページにかけてのボックスに書かれている内容になりますけれども、まず、代謝物M-37につきまして事務局のほうから御検討いただきたいということで入れていまして、野村先生、清家先生からコメントをいただいているという部分でございます。

こちらのほう、結論から言いますと、可食部に含まれていただけではないということで、57ページの29行目のように「可食部で」という文言を足す。あと、M-31につきまして「抱合体を含む」という記載も加えるということで対応することになっております。

まず、こちらのほうにつきまして、コメントいただきました野村先生、清家先生から何か御追加いただくことはございますでしょうか。よろしいですか。

○野村専門委員

野村ですけれども、追加のコメントはございません。事務局の案に同意のままで。「可食部で」と書いてあるので、それに従ってM-37は排除されるのかなというところで、その点は同意いたします。

以上です。

○赤池座長

清家先生もよろしいですか。

○清家専門委員

今の事務局の説明でよく分かりました。まさにそのとおりで、事前にこの資料を見させていただいたときに、「可食部で」というところを私も見逃していたところがあるのかなと思いました。

ということで、M-37については今の事務局案のままで結構です。

以上です。

○赤池座長

どうもありがとうございます。

そうすると、もう一つのポイントですけれども、代謝物M-31で、こちらが今回追加されたデータでございまして、清家先生からコメントをいただいている部分でございまして。こちらにつきまして、更に追記するかどうかということでございましてけれども、清家先生、まずコメントをいただけますでしょうか。

○清家専門委員

本剤は比較的代謝物の毒性試験が珍しくそろっている剤ということで、具体的には急性毒性試験、遺伝毒性試験あるいは今回の亜急性毒性試験の結果がそろっているということで、毒性が強い弱いかの判断は私どもでははならないだろうなと思って、毒性の先生方が毒性が弱いとかという形で判断されれば記載したほうがいいのかなと思った次第です。特にM-31はラットで認められていない代謝物ということで、そこでの理由で、ばく露評価対象物質から外すということができないので、ある程度理由はしっかり書いておいたほうがいいかなと思ひまして、ちょうど亜急性毒性試験が出されたので、そのタイミングでもあるかなと思ってこんなコメントをさせていただきました。

以上です。

○赤池座長

どういたしましょうか。記載しないでこのままにするという手もありますし弱かったということも含めて追記するというのも可能だろうと思ひます。

毒性の先生方、いかがでしょうか。逆に言うと、ここに記載したほうがいいぐらいに親と比べてM-31が強いかどうかという判断でございましてけれども、主に出ている部分が私自身は専門の部分ではないので、私からコメントしないほうがいいのかもしれませんが、書かなくてもいいのかなと思ひえるような印象ではありまして。

ということで、私自身、口火を切らせていただきましたが、ほかの先生方、いかがですか。

弱いということを書いて、その結果としてばく露評価対象物質から外すという形で、きちんと記載するというのも一つの方向のように思ひますけれども、いかがでしょうか。

藤本先生、どうぞ。お願いします。

○藤本専門委員

藤本です。

座長と同意見でありまして、特にこの30行目、31行目、32行目の書き方からしてもこれで十分で、もちろんデータとしては弱いというのは見てとれるのだと思うのですけれども、ここに更に入れる必要性はないのかなと考えました。

以上です。

○赤池座長

ありがとうございます。あえて記載しなくてもいいだろうという御意見ですね。

ほかの毒性の先生方、いかがでしょうか。

豊田先生、どうぞ。お願いします。

○豊田専門委員

豊田です。

私も同じ意見でして、急性毒性は原体も同じくらい弱い物質ですので、比べてみて特別に代謝物で弱くなっているということではないですし、新たに追加されたのも28日間の試験だけなので、確かにNOAEL値、無毒性量は高いのですけれども、これだけをもって結論としても弱いと言ってしまうような書き方まではしなくていいのかなと感じました。

以上です。

○赤池座長

ありがとうございます。

そうすると、追記する必要はないだろうということですね。

○豊田専門委員

そうです。

○赤池座長

よろしいでしょうか。

そうしましたら、特にM-31について追記はしないという御意見のように思いますが、事務局のほうも特に大丈夫ですか。

お願いします。

○横山課長補佐

事務局です。

清家先生の御懸念なのですけれども、最近、海外の評価機関等で実施されている評価ですと、ラットで認められているからばく露評価対象物質にしなくていいというのは理由としてかなり弱くて、ADIとしては親の範囲だけれども、ばく露評価する際には評価対象物質にするという判断もあり得るという評価が海外でされていることもありまして、もしもこの物質について毒性の程度がどのくらいかという点から判断いただけるようでしたら、そういったことも考慮していただいたほうがよろしいのではないかと。せっかく今回データが出てきているので、御評価いただけるようだったら書いておいたほうがいいのではないかとというのが清家先生の御意見でして、そういった御趣旨ということでまず補足させていただきたいと思います。

その上で、豊田専門委員から、28日の試験しかないので強いとも弱いとも言いにくいということだったので、もし全然判断できないということであれば致し方ないのですけれども、逆に言いますと、親より毒性が強い場合で相当量の残留があるような場合はばく露評価対象物質に入れないといけないというようなこともありまして、毒性が親と比べて強いかわい、若しくは同じぐらいか。LD<sub>50</sub>が5,000超という数字も出ているので、そんなに心配するほどでない毒性と言ってしまっているのかどうかというところをできれば御議論いただいて、もし結論を出していただけるようでしたらできるだけ書いていただいたほうがよいといった趣旨かと思っておりますので、念のため補足させていただきます。

それでも、書けるほどのものはないということであれば、それは調査会の御結論かと思うのですけれども、念のための補足です。

○赤池座長

どうもありがとうございます。

今、事務局から説明いただきましたけれども、いかがでしょうか。

なかなか判断が難しいところでありますけれども、豊田先生、いかがでしょうか。

○豊田専門委員

豊田です。

急性毒性に関しては、5,000超なので原体とともに弱いというのは言えると思うのです。ただ、弱いと書いてしまったときに、ほかの毒性も含めて弱いと言っているように思われると、28日だけでは言いにくいのかなと思ひまして、あまり積極的に結論を誤解されるような書き方はしないほうがいいのではないかなと私は思ひました。

○赤池座長

豊田先生がおっしゃるように非常に微妙なところありますけれども、藤本先生も同意ということですね。

そうすると、あえて書かないほうが無難だろうということのようですけれども。

○横山課長補佐

今日はお時間が少しありますので、せっかくの機会なので少しお時間を頂戴できればと思うのですけれども、親より毒性が強くて心配かどうかという観点ではいかがかなと思ひまして、と申しますのは、しつこくてすみません。もう少し説明させていただきますと、ガイダンスの白い本をお手元にお送りしているかと思うのですけれども、今御覧いただくことは可能でしょうか。

毒性に関する検討ということで、372ページからばく露評価対象物質に関する考え方なのですけれども、まず373ページのばく露量に関する検討というところで、373ページの6ポツの(1)の①、農産物のところを今御議論いただいているのですが、植物体内運命試験において可食部の総残留放射能が10%を超えて、作物残留試験でも相当量検出される代謝物について検討しましょうとされていまして、このもの、M-31は10%TRRを超えて、作物残留試験では親よりも残留値が高い場合もあるというようなものになっています。

このもの、更に毒性に関する検討としますと、374ページの7ポツになるのですけれども、代謝物等の毒性が親より強い、同等、弱いというような判断をしていただくということになっていまして、まず代謝物等の毒性が親化合物と同等と判断された場合、又は強いと判断された場合についてはばく露評価対象物に入れる方向ということでガイダンスが作成されています。ただし、親化合物の急性毒性が弱いものは毒性面から代謝物等を検討する必要はないとされています。

375ページの(3)にありますとおり、毒性が親化合物よりも弱い場合には原則として代謝物等の取扱いを検討する必要ありませんとされています。

更に375ページの8、ADI、ARfDの設定に当たっての考え方となってきましたと、代謝物等が親化合物よりも毒性が強い場合や、親化合物と代謝物の毒性の特徴が異なる場合は、親化合物とは別にADIとかARfDを設定しましょうという内容になっております。

また、9(2)の留意事項を御覧いただきますと、残留試験の残留値は毒性の程度や親化合物と代謝物等の濃度の比率、分析の難易度等を総合的に検討するとされています。

それと、大事なことの説明を飛ばしていたのですが、373ページにお戻りいただいて、6ポツ、相当量検出される代謝物について検討対象となるというところを御説明したのですけれども、(1)の③ラット、マウス等の動物体内運命試験で検出される代謝物等については毒性試験において親化合物相対として評価できることもあることから、植物体内での生成量や毒性等を考慮して検討の対象から除外することもできるとされているだけで、絶対に大丈夫と書いてあるわけでもないのです。そのところが独り歩きしないようにということで、毒性のデータもあればそれも加味していただきたいという趣旨でお願いをしている次第なのですけれども、今、ちょっと駆け足になってしまったのですが、評価書自体重版でもありますし、前版でラットでも出る経路のものだという判断はされているところではあるのですけれども、今回追加の毒性データが出てまいりましたので、追加の御判断をいただければというところがございます。

そもそもLD<sub>50</sub>は弱いものですので、あまり問題視しなくてよいものと判断いただけるものかどうかというところが今回のポイントになるかと思うのですが、まずはそこら辺、親と同じぐらいただたら言ってもいいかなとか、28日の試験からは何か新しい情報はないけれども、少なくともLD<sub>50</sub>を見る限りはそんなに心配しなくていいのではないかなとか、何かあれば御判断いただきましたかというようなものになります。

駆け足になりますけれども、もし御不明な点などありましたら御説明さしあげたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○赤池座長

今、事務局から丁寧に説明いただきましたけれども、いかがでしょうか。まず、先生方のほうから、ただいまの説明につきまして何か御質問等がございますか。

お願いします。

○森田専門委員

森田です。

毒性の専門家ではないので適切かどうか分からないのですけれども、現状の57ページの30行目からの書き方が代謝過程で生成し得ると考えられることから、親化合物だけれども設定したという形になって、そういった状況から、今回、清家先生並びに事務局のほうから説明があったように、M-31の28日間の試験結果が出てきた。それに対する記載がないと、何のために28日試験が出されてきたか、それをどう評価しているのかというのが、評価対象物質としてそれは必要ないと考えた理由がよく分からないというか、そのコメントがないというのも不自然な感じがしました。

あと、毒性が強いとか弱いとかということも28日の試験だけで十分評価するのは難しいという御意見も分かります。ただ、相対的に考えて、私の勝手な感覚ですけれども、親化合物を上回るような毒性は認められていないというような表現で落ち着かせることは可能でしょうか。

コメントです。よろしく願いいたします。

○赤池座長

どうもありがとうございます。大変重要なコメントだったと思います。

あと、私の記憶違いでなければ、こういった代謝物の場合になかなかフルセットのデータがあるということはないので、どうしても幾つかの試験の中で親化合物と比べて強いかわ弱いかというのを判断せざるを得なかったということは今までもあったように記憶しております。

そういう意味で、今回、このM-31につきましては、基本的に試験としてはLD<sub>50</sub>を求めた試験と28日の2つしかないということですが、もし可能であれば、この2つから親化合物と比べて、どうしても最終的にADI等に行くまでの間で考慮しなければいけないだけの毒性があるかどうかというところの御判断になるかと思っておりますけれども、懸念があるか、いかどうかというところ、もし可能であれば御判断いただきたいということだろうと思います。

いかがでしょうか。

豊田先生、お願いいたします。

○豊田専門委員

丁寧に御説明いただきありがとうございました。

そういうことでありますと、この28日間の試験で比較するという形で考えますと、ラットでの28日の試験は原体ではやっていないので、またダイレクトな比較は難しいのですけれども、90日の亜急性試験の結果と比べても、この代謝物M-31が原体よりも強いということは少なくとも言えないだろうというのは間違いのないと思います。同等かあるいは弱いということは恐らく言えるということだと思います。

もしその場合だと、説明していただいた374ページと375ページですかね。同等と判断された場合、若しくは(3)の弱い場合のどちらかに該当するのですけれども、どちらもLD<sub>50</sub>

が5,000を超えていますので、そういう意味から除外対象になるという結論には持っていきけるのかなと思います。

私が一番心配だったのは、最終的に弱いとどこかに書いたときに、それがフルセットを見たかのように思われることだったのですけれども、そういうことは従来ほかの代謝物でほとんど見られている試験はないですし、これまでの評価と同じような形で見ていただけるということであれば、特に記載することにも反対はいたしません。

以上です。

○赤池座長

どうもありがとうございます。

ほかの毒性の先生方、いかがでしょうか。よろしいですか。

これは事務局のほうで記載するとした場合の文案のようなものは何かありますでしょうか。

そうしたら、口頭でまず読み上げていただきます。

○高橋専門職

事務局でございます。

それでは、案文を申し上げます。

本文の記載のM-31の部分でございますけれども、「代謝物M-31はラットで認められていないが、ラットにおける代謝物M-6からM-36への代謝過程で生成し得ると考えられること、急性毒性試験及び亜急性毒性試験の結果、毒性はメパニピリムと同等又はそれ以下であり、遺伝毒性試験は陰性であったことから、農産物中のばく露評価対象物質をメパニピリム（親化合物のみ）と設定した。」という案はいかがでしょうか。

追記した部分をもう一度申し上げます。「急性毒性試験及び亜急性毒性試験の結果、毒性はメパニピリムと同等又はそれ以下であり、遺伝毒性試験は陰性であったことから」というものを追記してはどうかと考えます。

遺伝毒性試験につきましては、通常、陰性であった場合に追記させていただくこととしておりまして、今回も入れてはいかがかと思えます。

○赤池座長

どうもありがとうございます。

豊田先生、懸念されていましたが内容も少し入っていますけれども、実際に検討した試験内容が記載される案となっておりますので、その点は誤解はないのかなと思います。今の部分は言葉で読み上げただけです。少し御判断が難しいかもしれませんが、いかがでしょうか。

○豊田専門委員

ありがとうございます。

私が懸念した部分をちゃんとクリアする形で作っていただきまして、ありがとうございます。これでしたら私からは全く異論はございません。

以上です。

○赤池座長

どうもありがとうございます。

ほかの毒性の先生方もよろしいですか。どうもありがとうございます。

私も伺っていて、この内容だったら特に問題は生じないかなと思いますし、分かりやすい内容であったかと思います。

ほかの先生方、よろしいですか。

それでは、今すぐにWebでもお送りできますけれども、チャットで入れていただくような形ですか。でも、特にそこまでは必要ないですか。よろしいですか。もし必要であれば文章をお送りできますけれども、よろしいですね。

同意いただきました。どうもありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明していただいた内容を、57ページの30行目からの文章に追記する形での対応とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

そうしましたら、これで食品健康影響評価につきまして検討いただきましたが、この部分、食品健康影響評価全体を通して何か追加の御意見、コメント等はございませんでしょうか。よろしいですか。

森田先生、どうぞ。お願いします。

○森田専門委員

ありがとうございます。

たまたま評価書をつらつら眺めていて気がついた記載整備なのですけれども、54ページの(6)に6-チオグアニンということで6TGという記載が15行目と19行目の2か所あります。その一方で、その説明が70ページの真ん中ぐらいにあるのですけれども、ここは6-TGとハイフンが使われて、54ページのほうはハイフンがないのです。そこの辺り、統一されてはいかがでしょうかということです。

以上です。

○赤池座長

どうもありがとうございます。

これは当然直さないといけません。恐らく本文のほうの訂正になるのでしょうか。

分かりました。そうしたら、どうも御指摘ありがとうございます。ほかの評価書でどちらが使われているか確認して、統一するような形で、これにつきましては記載整備ということで修正させていただきます。どうもありがとうございました。

あと、ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、ADI等に移らせていただいてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、最後の結論部分に入らせていただきます。

本日の審議を踏まえ、メパニピリムの許容一日摂取量（ADI）につきましては、以前の結論と同じ、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の無毒性量である7.34 mg/kg体重/日を根拠として、安全係数100で除したADI、0.073 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）につきましても、以前の結論と同じ、ラットを用いた急性神経毒性試験の無毒性量である400 mg/kg体重を根拠として、安全係数100で除したARfD、4 mg/kg体重としたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○赤池座長

どうもありがとうございました。

そうしましたら、これで本剤の検討は終了させていただきます。どうもありがとうございます。

今後の進め方につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○横山課長補佐

御審議ありがとうございました。

評価書案ですけれども、事務局のほうでこの後整えるのですが、食品健康影響評価に追記をいただいたこともございまして、もう一度先生方にお送りしたほうがよろしいかどうか御指示いただければと思うのですが、いかがですか。

○赤池座長

文案につきましては、あくまで口頭ベースですけれども、先生方にしっかり御確認いただきましたので、もし必要ないということであれば特にお送りしない形もあろうかとは思いますが、よろしいですか。

分かりました。そうしたら、そのようにさせていただきます。

○横山課長補佐

ありがとうございます。

そうしましたら、評価書案は事務局のほうで修正いたしまして、食品安全委員会に進めさせていただきますと思います。ありがとうございました。

○赤池座長

それでは、そのようにお願いいたします。

それ以外に事務局のほうからございますでしょうか。

○横山課長補佐

日程でございます。次回、3月30日水曜日の開催予定をいただいておりますが、本日、本剤の審議を終えていただきましたので、3月はお休みさせていただきます。次回は年度を越えますが、4月20日水曜日となりますので、よろしくお願いいたします。

本年度の農薬第二専門調査会は本日が最後でございます。ありがとうございました。

○赤池座長

以上でよろしいでしょうか。

その他、事務局から何かございますでしょうか。

○横山課長補佐

審議の内容としましては特にございません。

以上です。

○赤池座長

どうもありがとうございます。

それでは、本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上